

# 介護保険のしくみ

## 第4回

### 要介護度について

ビスの費用の合計（1カ月の限度額）は表①のとおりです。

（TEL 0829-32-1181）に対して審査請求をすることができます。

#### 要介護度別の状態及び居宅サービスの費用の合計

要介護度状態区分	要介護度別のおおむねの状態	居宅サービス費用合計 (1カ月の限度額)
非該当(自立)	歩行などを自分で行うことが可能、かつ、電話の利用などを行う能力もある状態。介護保険サービスは利用できないが、高齢者住宅福祉サービスなどを利用できる場合がある。	—
要支援	食事や排せつはひとりでできるが、掃除などで何らかの介助が必要。など	61,500円
要介護1	食事や排せつはひとりでできるが、身だしなみなどで何らかの介助が必要。など	165,800円
要介護2	食事や排せつに介助を必要とすることがあり、身の回りの世話全般に介助が必要。など	194,800円
要介護3	排せつがひとりでできず、身の回りの世話ができない。複雑な動作ができない。など	267,500円
要介護4	身の回りの世話ができず、全面的介助が必要。複雑な動作がほとんどできない。など	306,000円
要介護5	生活全般に全面的介助が必要。歩行などの移動の動作がほとんどできない。など	358,300円

表①

要介護度認定は、介護の必要度を判定するものです。したがって、病気の重さや同じ状態の方であっても、要介護度の高さは必ずしも一致しません。要介護度別のおおむねの状態と居宅サー

表②

申請には、新規・更新・変更の3種類の区分があり、審査会の意見に基づき、町が申請区分や状態により認定の有効期間を決定します。

表②

#### 申請区分ごとの内容と認定の有効期間

申請区分	申請の内容	認定の有効期間
新規申請	要介護（支援）認定を受けていない者が要介護（支援）認定を求めて申請。	3～6カ月
更新申請	要介護（支援）認定を受けている者が、有効期間満了日の60日前から有効期間満了日までに認定の更新を求めて申請。	3～24カ月
変更申請	要介護認定を受けている者が、状態の変化等により、要介護状態区分の変更を求めて申請。	3～6カ月

介護保険制度は、給付（サービス利用）が多くなります。また、基本的に要介護度に応じて介護報酬が設定されていますので、同じ時間のサービス利用であっても、要介護度が重ければ一部負担は高くなり、また全体の給付費が増えることに伴い、結果的に保険料が高くなります。

状態の軽減若しくは悪化防止又は要介護状態になることを防止することが目的です。

#### 介護保険制度

は、要介護

場合は、広島県介護審査会  
要介護認定や保険料等の  
徴収金について不服がある  
不服申立て

#### 問合せ先

福祉課 高齢者福祉係

TEL 820-15605

いどものぞいで  
いぢうちのぞいで  
みませんか

## 子育て支援センター エンゼル通信



### ●9月行事予定

日 に ち	開始時間	行 事 (講師・敬称略)
13日(火)	10:30	子育て懇談会（金澤綾子）
14日(水)	9:30	ふわふわベビー【2歳までの子どもとその保護者対象です】
16日(金)	10:30	親子の関わり懇談会（福田宏子）
30日(金)	9:30	わくわくキッズ【2歳以上の子どもとその保護者対象】
10月3日(月)	11:00	親子リトミック（大竹美枝子）

- 毎週木曜日は予約による個別相談の日です。子育て支援センター内の遊びはありません。
- 行事はいずれも午前11時半に終了予定です。
- 3ヶ月以下のお子様は、午前中の行事への参加はご遠慮ください。（個別相談には応じます。）

### 「おひさまルーム」

上記以外の日程でご自由に参加できます（9:30～11:30）。親子がゆったり遊べる場です。赤ちゃんも大歓迎です（3か月～）。

子どもと一緒に遊びながら、子育てのことなどお話ししましょう。おひさまのようなニコニコの笑顔で…お待ちしています！

### ●パステルルーム

『パステルルーム』は、地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や、家庭で楽しめる遊びの紹介などをしています。

日 に ち	開始時間	場 所
15日(木)・第3木	9:30	中央ふれあい館

### 子育て支援センター・ファミリーサポートセンター

TEL820-5502 FAX820-5504

開設日時（※年末年始、祝日を除く）

月～金曜日 9:30～17:00

〈子育て相談（要予約）月～金曜日 13:00～17:00〉